

報道機関各位

商工課 商工係

タイトル 赤穂市中小企業経営安定資金融資制度のお知らせ

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	赤穂市中小企業経営安定資金融資制度のお知らせ
日時	—
場所・住所	—
趣旨・目的（PRしたいこと） 赤穂市では、市内の中小企業の方が事業資金を必要とするとき、低金利で借入ができるよう、金融機関に資金を預託し、融資のあっせんを行っています。制度の利用に際しては、すべて兵庫県信用保証協会の保証が必要となりますが、その保証料を市が2分の1負担します。また、設備資金融資が実行された場合、要件を満たせば利子分の助成制度もありますので、お問い合わせください。（内容は別紙のとおり） ※兵庫県では、新型コロナウイルス感染症の流行やウクライナ情勢・原油価格上昇の影響を受けている事業者の資金繰り支援を行っています。 兵庫県の相談窓口：兵庫県産業労働部地域経済課 TEL 078-362-3321	
問い合わせ先	部課係名：産業振興部商工課商工係 担当者名：高見、松田 電話：0791-43-6838 内線（ 2253 ） FAX：0791-46-3400

○添付資料（有・無） ○ホームページへの掲載（有・無） ○議会報告（有・無）

◎中小企業経営安定資金融資

○融資の条件

融資額1,000万円以内

※用途ごとに融資残高がある場合でも、融資限度額までご利用できます。

○利率

年1.05%

○融資期間

・事業資金（運転資金・設備資金）84ヶ月以内

・設備近代化資金84ヶ月以内

※この融資は①すべて保証協会の保証が必要です。②保証協会の保証料を市が2分の1負担します。③要件に該当すればセーフティネット保証が利用できます。

◎中小企業経営安定資金利子補給

○利子補給金の対象

・中小企業経営安定資金融資で100万円以上の設備資金（原則として乗用車は除く）の融資を受けられた人。

・市税を滞納していない人

○事業資金…借入れた設備資金に係る利子相当額の3分の1

○設備近代化資金 大型店対策、中心市街地活性化対策として借入れる店舗の増改築に必要な設備資金に係る利子相当額の全額（条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。）

※1月から12月までに支払った利子相当額を翌年1月末までに関係書類を添えて申請していただき、3月に支給します